



愛のふれあい訪問活動事業 実施方法について



愛のふれあい訪問活動事業とは…

この事業は、冬期間外出する機会の少なくなる高齢者を対象に定期的に高齢者を訪問し、ふれあいの機会を提供し、高齢者の孤立感の解消を図るとともに安否の確認及び生活状況を把握し、必要な支援サービス提供を行い、もって高齢者福祉の向上に寄与することを目的とする。

1. 対象者について

第3条 この事業の対象者は、原則として村内に居住する10月1日現在においての各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 75歳以上の者全員
- (2) 70歳以上の独居者
- (3) その他村長が特別認める者

2. 実施期間について

令和7年10月1日～令和7年3月31日まで

- 第1回目 令和6年#月#日
- 第2回目 #月#日
- 第3回目 #月#日
- 第4回目 令和7年1月#日
- 第5回目 2月#日
- 第6回目 3月#日



3. 当日までの流れについて

事業実施の1週間前には、配布対象者名簿を送付いたします。その際に、配布者の不在などが事前に確認できる場合は本会までご連絡ください。

当日、ボランティア宅・集会所等に15:00までの間にお弁当をお届けいたします。その後、対象者の自宅までにお弁当の配布をお願いいたします。

4. 実施に伴う注意点・確認事項について

- (1) 弁当配布は届いてから早めに対象者までお届けをお願いいたします。
- (2) 対象者が不在の場合の衛生管理の観点から弁当を自宅に置いてかないでください。
※対象者様から置いといてほしい場合などがございますが、お断りしております。
- (3) 配布した際に不在の場合は、社協までご連絡ください。
- (4) 対象者からの本事業への苦情・相談は社協までご連絡いただくようお伝えください。
- (5) 配布した後のコンテナは翌週に回収致します。（玄関等に置いていただけると助かります）

上記の点でご不明な点等ございましたら本会（0135-75-3761）担当 柴田までご連絡ください。お忙しいところ申し訳ございませんが、本事業へのご協力をよろしくお願ひいたします。



赤い羽根共同募金運動 フローーチャート

